

土門剛

土門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）など。会員制メールマガジン「アグロマネーニュース」も発行している。

6月16日付け秋田魁新報の記事には笑ってしまった。その日の6月秋田県議会予算特別委員会の総括審査で、佐竹敬久知事が言い放った、この一言だ。

「水田活用の直接支払交付金（水活交付金）の交付要件の厳格化が参院選の争点の一つになる」

参院選公示（同22日）の6日前の発言だった。

水活交付金の問題が、参院選の争点になったか。公示後に公表された各党の選挙公約や、同紙が実施した秋田選挙区の候補者6人に対する「農業振興 どう図るべきか」のアンケート調査をチェックしてみた。争点になったとは思え

ない。明確に反対したのは共産党の藤本友里候補と無所属の村岡敏英候補の2人ぐらい。自民党の石井浩郎候補（現職）に至っては、この問題には何も触れていない。

殿様と

共産党系農民連の野合

知事発言の真相を追うべく、県内有力市の農政担当課長に取材をかけてみた。どの市も水活交付金の交付要件厳格化に反対していた。なぜ反対するのかと質問して

みたら、驚くような答えが戻ってきた。

「県庁の指導です」

その答えぶりから、県内市町村に指導しているのも、佐竹知事を「反対運動の闘士」に仕立て上げたのも、県農林水産部かと思った。そこで佐藤幸盛部長に直撃取材をかけた、反対の理由を質してみた。その説明の前に、水活交付金の交付要件の厳格化について簡単なおさらいをしておきたい。

水活交付金は、水田において主食用米から他作物への作付転換を行なう場合に、主食用米との所得差を補填し、作付転換を推進するための交付金。他方、畑作物の直接支払交付金（ゲタ畑作交付金）は、国境措置のない作物について、諸外国との生産条件の格差による不利を補正するための交付金である。

問題となっているのは、その交付金のルール。水田の定義は、水をたたえるための畦畔のある耕地。現行ルールでは「湛水設備（畦畔等）を有しない農地」と、「所

要の用水を供給し得る設備（水源および用水路等）を有しない農地」のいずれかに該当すれば、交付対象から外すように決まっている。このルールが明確化されたのは、2017年のことで、その前年には、もはや水を溜められる状態ではない農地に水田交付金が支払われているのはおかしいという指摘があり、ルールを見直すことにしたのだ。

佐竹知事は、その見直しに噛みついた。予算特別委員会の総括審査の議事録は、本稿執筆時点では公表されていないので、正確な発言内容を確認することはできない。ただ佐藤部長が、農業団体との交渉で述べた内容から真相をつかむことができる。この問題をめぐる共産党系の農民運動全国連合会（農民連）との折衝に臨んだ佐藤部長が述べた、この発言である。「交付金削減は（昨年）12月に突然、出てきた。国は何をしたのか、その理念も分からない。（佐竹知事の）注目発言になったが、問題の大きさを伝えたかった」。県内のソバの転作面積が3000haあることを踏まえて、「田畑輪換というが、生産が犠牲になる。現場を知っていればこういう方針

水活交付金のルール厳格化 反対論に根拠は何もない

にはならないのではないか」(4月11日付け農民連記事データページから)

佐竹知事の注目発言とは、3月16日の県議会で「県のスタンスとしては、これをつぶそうというくらい気持ちで農業団体とともに要望活動を一生懸命やっていく」と述べたことだ。この発言は農民連によって最大限に利用された。さっそく農民連は3月18日付け「春の仲間づくり大運動ニュースZone」に写真入りで大きく取り上げたのだ。

佐竹知事は、幕藩体制で秋田を支配した佐竹藩の末裔。つまり殿様の系譜になる。その佐竹知事が、農民連と野合するのは、何かもつと深い事情があるような気がしてならない。

畑作が本作化した水田への交付は納税者も納得しない

その事情をストレートに読み解く手がかりは、6月15日の仙北市議会的一般質問で田口知明市長の答弁の中にあった。

「国が主食用米からの転作を促すため農家に支払ってきた『水田活用の直接支払交付金』の条件を本年度から厳格化したことについ

て、市内で交付対象外になる可能性がある農地は約1230haで、計1億6544万円の交付金減額になる見通しを示した」

水田総合利用課に県全体での水活交付金の交付額を確認したところ、「21年産は58億円(本当は112億円)、20年産76億円(同120億円)」だった。これこそ佐竹知事が、農民連と野合してでも守りたいものだった。ルール外での交付を既得権として守り続けるために、手前勝手な理由をつけて反対している姿は実に見苦しい。

そのひとつが転作との関係だ。国が厳格化前の交付条件に戻すよう秋田県に要望した同大潟村の宮川正和さんは、河北新報(宮城)の取材に対し、「畑と水田は土壌の構造が違う。今から水田に戻すことは難しい。これまで転作に協力してきたのだが」(4月23日付け)と述べている。これは他の産地でも聞こえてくる話だ。

これは実におかしな理由で、転作が本作となったものに対し、転作奨励金が未来永劫について回るというのには、まずあり得ない話で、交付金を負担してもらっている納税者の納得が得られる話ではない。畑作交付金(ゲタ)だけで営

農に取り組む生産者を愚弄する話でもある。

宮川さんは、秋田県農業法人協会の会長。(南正八の屋号で経営する農業法人が所有する農地は、村内外に拡がり、その面積は約70ha、うちJAS有機認定圃場は13・5ha。従業員は、季節労務も含め20人。立派な経営ぶりがホームページからも拝察できる。

「真つ平らで広大な農地で、契約栽培を中心として、ネギ、タマネギ、カボチャなどの野菜、穀物はJAS有機の大豆、子実トウモロコシは希少な国産飼料として生産しています。花や野菜の苗は、ホームセンターに並び、秋冬は葉ポタンに特化します」

読者諸兄は、この記述と宮川さんが河北新報に述べたコメントに大きな乖離があることに気付かれただろうか。まず水稲の作付けが皆無ということだ。「農業紹介」のページを拝見すると、立派な農業機械と施設から優良経営ぶりが思い浮かんでくる。何よりも湛水設備や用水路などが見当たらない。それよりも土の様子から、本作が完全に定着していることを容易に確認できる。

河北新報の記事の書き方は、あ

くまで宮川さんのことについて触れたもので、県農業法人協会の会長として見解を述べたものではないさそうだ。

それを前提にすると、宮川さんが述べた「今から水田に戻すことは難しい」というコメントは、何かの間違いか、誰かに吹き込まれて、そのように話をされているような印象を受けてしまった。いまから水田に戻すメリットはないはずだ。

その宮川さんが、なぜ水活交付金の交付ルール変更に対抗するのか、彼の心の奥底に分け入ってみよう。本作が定着しているのに、転作時期に交付を受けた水活交付金の既得権を失いたくないという思いがあるのだろうか。経営面積70haのうち水活交付金の対象面積は、村内に所有する15haの水田のみ。その面積で交付金は、年間525万円。大規模とはいえ、経営にとつて決して少ない金額ではない。

ホームページの農場の写真を観ていて、秋田県への陳情も、宮川さんのイニシアティブによるものではないことが何となく想像できた。ご自身のことというのではなく、多分に秋田県農業法人協会の

会長としてのことだったように思えてしまう。

最近では国が進める水活交付金のルール厳格化に理解が及ぶようになったという。

畑地に水活交付金適用は筋違い

既得権化した水活交付金の不正受給が常態化している知られざるエピソードを紹介しておきたい。畜産の盛んな東北某県での実例だ。土地改良区の職員が、農地を借りて牧草を作る農家に、「田んぼ、借りているの、それとも年貢なしか」と聞くことがあるそうだ。

年貢とは、江戸時代には、領主が農民に課した租税のこと。明治以降は小作人が地主に収めた小作料。つまり現在の賃貸料のことである。この呼称は、いままも農村で使われている。東北なら、10aにつき約1万円。

土地改良区の職員は、その農家に、農業委員会を通して農地（水田）を正式に借りているのか、それとも賃貸料なしで借りているのか、と質問しているのだから、問題になる。



これは問題になるのか、と質問しているのだから、問題になる。

のは後者。「年貢なしか」との質問には、牧草は転作作物なので、言外に「水活交付金、産地交付金は、ちゃんともらっているのか」という趣旨のことが込められているのだ。

その部分を分かりやすく、解説してみよう。それら交付金は、ルール上、耕作者を対象にしたもので、賃貸借では、借主が交付対象となる。次に、土地改良区の職員が、なぜこういう質問をしたか、その意味をぜひ理解していただきたい。地権者の農家が、耕作者の農家に地代なしでも農地を貸す理由のことだ。

答えを示そう。本来、耕作者に渡すべき交付金が、地権者に横取りされていかどうかを質問しているのだ。その質問を土地改良区の職員がしたことがポイントである。相対での賃貸借なので農業委員会を通していい。通称「ヤミ耕作」のことである。もちろん農地の地目も水田から畑地に変更していない。水活交付金の対象にするためだ。

東北で畜産が盛んな県では、牧草の生産は平均的に10ha規模になる。うち年貢なしの「ヤミ耕作」は3分の1ぐらいあるという。か

りに3haとして地権者が横取りする交付金は、水活交付金、産地交付金のセットで、10aあたり6万円程度だから、横取り分は年間200万円弱になる。

地権者のこの行為は、先に説明したように、交付金のルール上、反則行為になる。犯罪行為でもある。補助金適正化法にも触れるからだ。

交付金を横取りした地権者は、耕作者から交付金の返還を求められることにもなる。民事の請求訴訟が起こされたら、地権者の敗訴は確実。それだけではない。税務調査も追っかけてくるだろう。地代なしは、耕作者への口止め料のようなものか。

ルール厳格化 反対論に説得力なし

農水省は、22年度から交付ルールを厳格化するのに伴い、救済措置のようなものを示してきた。今後5年間、水張り（水稲の作付け）を一度も行わない農地を対象から除外する代わりに、地域の水田を区画化し、転作する区画を毎年

「ブロックローテーション」を促すことだ。

これについて、先に紹介した秋田県の佐藤部長が噛みついていて。4月23日付け河北新報に、こんなコメントを述べている。

「国の言う需要に応じたコメ生産に逆行する。水田は保水、畑は排水で物理的に両立しない」

これは水活交付金の既得権益化を擁護するレトリックだ。水活交付金は、主食用米から他作物への作付転換を推進するための交付金であることは冒頭で述べた通りである。本作が定着するまでの間の支援措置であるということだ。

佐藤部長に、「農地の地目が水田で」水活交付金とゲタ（畑作交付金）や産地交付金をダブル、トリプルでもらい続けるのはおかしいのではないかと質問したところ、「そういう（ダブル、トリプルでもらえる）建て付けになっている」と答えてこられた。水活交付金が、転作奨励のための一時的な支援金であることを忘れておられるようだ。

その水活交付金を既得権のようにして、交付ルール厳格化に対する反対運動を裏で煽るのは、農家への県の転作指導や技術指導が失敗したツケを納税者に払わせようとしているものと思えない。